

～市と町内会との懇談会～ みんなで創る地域の底力

☎町内会連合会 ☎ 0176-51-6783

市政に地域住民の意見を反映させ、市民一人一人が住み続けたいと思える十和田市づくりを目的とした、町内会員対象の懇談会です。

とき	ところ	対象学区(小学校)
8月19日(火)	18:00	西コミュニティセンター 沢田、法奥、十和田湖
8月21日(木)		東コミュニティセンター 三本木、東(旧高清水)
8月25日(月)	19:30	南コミュニティセンター 南、藤坂、四和
8月27日(水)		三本木中学校 体育館 北園、ちとせ、大深内、深持、西

宝くじ助成金で備品を整備しました

(一財)自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源に社会貢献広報事業として行っている、コミュニティ助成事業を活用し、次の団体が備品を整備しました。

地域の拠点施設の機能強化が図られ、高齢者や住民が憩う集いの場の充実、地域コミュニティ活動の活性化が期待されます。

◆新川原町内会

▶除雪機、芝刈り機、草刈り機、物置、インクジェット複合機ほか
☎まちづくり支援課

☎ 0176-51-6725



個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの事業を営む個人に、前年中の事業の所得をもとに課税する県の税金です。

納税通知書の送付 8月中旬

納期限 ▶第1期 9月1日(月)

▶第2期 12月1日(月)

各納期限までに、お近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。

その他の納付方法など詳しくは、納税通知書に同封されるチラシをご覧ください。

☎上北県税事務所課税課

☎ 0176-22-8111(内線 209)

キャッシュレス決済導入説明会

市では、市内事業者のキャッシュレス決済の導入を支援するため、説明会を開催します。

市内事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、市のデジタル化導入支援事業の補助金が活用できます。

とき	とき
8月20日(水)	11:00～12:00
8月21日(木)	13:30～14:30
	14:40～15:40

ところ 市民交流プラザ「タワーレ」
※直接会場にお越しください。

☎情報政策課 ☎ 0176-51-6711

詳しくはこちらから▶



土地が農地などの場合 公共下水道事業受益者負担金(負担金)の徴収を猶予できます

公共下水道が整備された土地には負担金が課されますが、土地が農地などの場合は、徴収を猶予することができます。

市では、負担金の徴収を猶予された個人や法人へ、定期的に土地の現況確認を行っています。

今回は、平成18、19年度に負担金の徴収を猶予された対象者へ、現況確認のための文書を送付します。

文書の送付 8月下旬

☎管理課 ☎ 0176-25-4511

「駒らんパス」の対象者を拡大しました

市では、市内で生活する大学生などの日常生活の移動を支援するため、8月1日(金)から「駒らんパス」の対象者を拡大しました。

拡大対象 ①②のいずれかに該当する人

①本市に住民登録を有し、大学等※に在学する人

②本市に立地する大学等※に在学する人(市民以外を含む)

※学校教育法に規定する大学・専修学校・各種学校

駒らんパスで利用できるバス

市街地循環バス(西・東地区シャトルバスでは利用不可)

申し込み方法 都市整備建築課の窓口または電子申請で申し込みください。

必要な物 学生証

☎都市整備建築課

☎ 0176-51-6735



▶詳しくはこちらから

ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を新たに受けようとする人は申請が必要です

8月から判定年度が変わり、前年の所得で判定されます。現在該当となっていない人でも、所得の減少、扶養人数の増加などの理由があれば対象となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

対象 市内に住所を有する18歳までの子どもがいるひとり親家庭
必要な物 ▶加入している医療保険情報(本人と子どもの分)

▶マイナンバー(本人と子どもの分)

▶戸籍謄本(本人と子どもが載っているもの) ※戸籍謄本は有料です。窓口で所得の判定を受けてから取得してください。

☎こども支援課

☎ 0176-51-6716